

令和3年開成町議会3月定例会議 会議録（第3号）

令和3年3月8日（月曜日）

○議事日程

令和2年3月8日（月） 午前9時00分開議

日程第 1・議案第20号 令和3年度開成町国民健康保険特別会計予算について
（説明）

日程第 2・議案第21号 令和3年度開成町介護保険事業特別会計予算について
（説明）

日程第 3・議案第22号 令和3年度開成町給食事業特別会計予算について
（説明）

日程第 4・議案第23号 令和3年度開成町後期高齢者医療事業特別会計予算
について（説明）

日程第 5・議案第24号 令和3年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理
事業特別会計予算について（説明）

日程第 6・議案第25号 令和3年度開成町水道事業会計予算について
（説明）

日程第 7・議案第26号 令和3年度開成町下水道事業会計予算について
（説明）

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番 下山千津子	2番 佐々木昇
3番 武井正広	4番 湯川洋治
5番 茅沼隆文	6番 星野洋一
7番 井上三史	8番 山本研一
9番 石田史行	10番 井上慎司
11番 前田せつよ	12番 吉田敏郎

○説明のため出席した者

町長	府川裕一	副町長	加藤一男
教育長	井上義文	企画総務部長	秋谷勉
企画政策課長	山口哲也	協働推進担当長	石井直樹
総務課長	中戸川進二	防災安全課長	小玉直樹
財務課長	小宮好徳	町民福祉部長	亀井知之

総合窓口課長 高橋 靖恵 税務課長 遠藤 直紀
福祉介護課長 渡邊 雅彦 子育て健康課長 田中美津子
都市経済部長 井上 新街づくり推進課長 高橋 清一
区画整理担当課長 井上 昇産業振興課長 熊澤 勝己
環境上下水道課長 田中栄之 会計管理者 土井直美
教育委員会事務局参事 遠藤孝一 学校教育課長 岩本浩二

○議会事務局

事務局長 橋本健一郎 書

記指宿卓哉

○議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年開成町議会3月定例会議第3日目の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（吉田敏郎）

日程第1 議案第19号 令和3年度開成町一般会計予算から、日程第8 議案第26号 令和3年度開成町下水道事業会計予算までを開成町議会会議規則第36条の規定に基づき、一括議題とします。

これより、令和3年度開成町一般会計予算細部説明を順次担当課長に求めます。

細部説明は、着座にて、説明いただいて結構です。

財務課長。

○財務課長（小宮好徳）

それではよろしくお願ひいたします。令和3年度開成町一般会計予算書をまずお開きいただきたいと思います。3ページになります。

議案第19号 令和3年度開成町一般会計予算。

令和3年度開成町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62億3,870万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 嶽入歳出予算」による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度分は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、残すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第1項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を引用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

すみません。1ページおめくりいただきたいと思います。4ページになります。

第1表 嶽入歳出予算。歳入です。1款の町税から5ページの21款町債まで。

続きまして、6ページの歳出に移りまして、1款議会費から、7ページの13款予備費まで、歳入歳出共に、総額62億3,800万円の予算額となってござります。

続きまして、8ページを御覧いただきたいと思います。第2表になります。債務負担行為です。

令和3年度は、4件設定をいたしました。事項、期間、限度額は記載のとおりでございますが、4番目の庁用車駐車場用地購入費になります。こちらは庁舎南側のさがみ信用金庫の跡地の土地を土地開発公社で先行取得し、公社へ支払う債務負担行為となります。購入目的は、公用車の駐車場とする予定でございます。

第3表、地方債です。起債の目的、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業債、限度額1億2,300万円。

常備消防事業債。限度額800万円。中学校大規模改修事業債、8,400万円。臨時財政対策債4億5,400万円。合計で6億6,900万円となってございます。

起債の方法及び利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

続いて、一般会計の予算に関する説明を、順次させていただきたいと思います。

予算資料の歳入歳出予算事業別説明書で御説明させていただきたいと思います。なお、説明に当たりましては、重点事業、新規事業等を中心に、簡潔に御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、歳入になります。

○税務課長（遠藤直紀）

それでは、歳入について、御説明いたします。

まず、町税でございます。町税には町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税がございますが、令和3年度当初予算額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、大幅な減収が見込まれます。町税全体では、3億528万9,000円減の26億9,887万6,000円で、令和2年度当初予算額との比較では、10.2%の減となる見込みでございます。

それでは、税目ごとに説明させていただきます。まず、町民税でございます。説明書は1ページから2ページになります。こちらは、個人、法人共に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、大幅な減収を見込んでおります。個人町民税につきましては、個人所得の減を見込み、3,685万1,000円源の10億6,114万4,000円を見込んでございます。

続きまして、法人町民税でございます。当町の場合、大手企業1社の影響が大きくなっています。この大手企業分を含め、企業収益の減を見込み、2億2,864万円減の7,623万円を見込んでございます。

続きまして、固定資産税になります。説明書は3ページから4ページになります。固定資産税につきましては、令和3年度が評価替えの基準年度となります。土地簿については、みなみ地区等に新築家屋が増加したことによる住宅用地軽減や、新型コロナウイルス関連措置として、負担調整措置等により税額が増加する土地を前年度の税額に据え置くこと等により、減収となります。

家屋群につきましても、評価替えに伴う既存家屋の減価により減収となり、総じ

て、前年度比4,411万6,000円減の14億677万9,000円を見込んでございます。

続きまして、軽自動車税でございます。説明書は、4ページから6ページになります。環境性能割については、前年の取得実績等を踏まえ、前年度比20万7,000円増の233万8,000円を見込んでございます。

種別割については、現在の課税予定台数を見込み、前年度比81万1,000円増の3,928万5,000円を見込んでおります。

続きまして、町たばこ税でございます。説明書は6ページになります。近年の状況として、健康志向の高まり、喫煙場所の制限などが影響して、たばこの売り明け本数は減少傾向でございますが、令和3年10月からたばこ税率が引き上げられることから、前年度比で330万円増の1億1,310万円を見込んでございます。

なお、町税の令和3年度当初予算額につきましては、説明書の42ページ、43ページに税区分ごとに前年度比も併せて一覧にしてございますので、御参考に願います。

○財務課長（小宮好徳）

続きまして、8ページを御覧いただきたいと思います。8ページの地方特例交付金でございます。2つ目の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金でございます。こちらは新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で1,000万円を見込んでございます。こちらは新規の交付金として創設されてございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境によります中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減による減収額については、全額国費で補填されるものでございます。

続きまして、地方交付税になります。2段目の普通交付税でございます。3億1,600万円でございます。前年度比1億600万円の増加でございます。町税の大額減収に伴う、基準財政収入額の減、及び社会保障関係経費の増に伴いまして、基準財政需要額の増によりまして、財源不足が生じることから、交付税の増額を見込んでございます。

○総務課長（中戸川進二）

続きまして、ページ大分飛びますが、12ページをお願いいたします。

上から6行目でございます。17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、1節一般寄附金、ふるさと応援寄附金でございます。生まれ育ったふるさとなどに寄附ができる、ふるさと応援寄附金は、前年度同額の2億5,000万円を見込んでございます。コロナ禍の状況を見ながら、交流人口を増やしていく工夫をしていくと考えています。

○議長（吉田敏郎）

ちょっとすみません。よろしいですか。議員の皆さん、説明、ゆっくりやってると思いますけれども、どうでしょう。追いついていけます。大丈夫ですか。見るところは、オーケーですか。

前田さん、どうぞ。

○11番（前田せつよ）

本書のページ数を使うときと、それから、タブレット内にある説明資料のページ数、もしくはそれを用いてお話しされるときのすみ分けを一言いただけだと、本書でお話しされているのか、説明書のほうでお話しされているのか。その辺よろしく。

○議長（吉田敏郎）

今のところ、説明資料のページ数を明示していると思いますので、そこ表示してくれれば、分かると思います。よろしいですか。失礼しました。では、お願ひします。

○産業振興課長（熊澤勝己）

続きまして、繰入金になります。一番下の森林環境譲与税基金繰入金です。開成南小学校区に作る、木造の学童保育施設の建設のために、基金を繰り入れるもので

す。

○街づくり推進課長（高橋清一）

続いて説明書13ページに移ります。一番上です。目、節、細節共に、みなみ地区植栽維持管理事業基金繰入金です。こちらはみなみ地区内の道路や公園における緑地の維持管理費用に充当するため、みなみ地区植栽維持管理事業基金を取り崩すものでございます。取り崩し後の基金の残高は390万円です。

○財務課長（小宮好徳）

続きまして、諸収入は省略させていただきたいと思います。説明書では、17ページになります。

一番最後、町債でございます。臨時財政対策債でございます。4億5,400万円、町債全体では、前年度比2億7,000万円増の6億6,900万円を見込んでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきたいと思います。まず最初に各会計の人事費について、総務課長より御説明申し上げます。

○総務課長（中戸川進二）

それでは、歳出の詳細説明に先立ちまして、各会計及び各費目全体にわたる人事費について、御説明をいたします。

予算資料の44ページ、職員人件費一覧を御覧いただきたいと思います。予算資料の44ページをよろしくお願ひいたします。

まず、表の右下になります。前回計をオーケーした、職員人件費につきましては、前年度当初予算比で、4,233万9,000円の増額で、10億3,806万4,000円となります。職員数は、特別職を除き129名、これに再任用短時間職員5名を加えた、計134名を見込んでございます。これは第四次定員適正化計画に基づき、計画的に職員を採用していくことによるものでございます。

各会計ごとに御説明を差し上げます。まずは一般会計でございます。

職員数は、特別職を除き114名、これに再任用短時間職員4名を加えた、計11

8名を見込んでございます。

給料が、前年度当初予算比で504万2,000円の減、一般職職員手当等が、同様に404万2,000円の減、退職手当組合一般負担金が同様に285万2,000円の減、共済費は同様に16万3,000円の減となってございますのは、定期昇給、職員増、育児休業からの復職などの増加要因と、令和3年度に新設した、土地区画整理事業特別会計に一般会計から4名分の人事費を移したことによる、一般会計分の減額要因を合計した結果となってございます。

また、退職手当組合特別負担金が、前年度当初比で2,834万8,000円増となってございますのは、令和2年度末の定年退職者が1名であったことに対し、令和3年度末では、3名の予定であることなど、一般負担金では賄い切れない要因が多いことからとなってございます。

次に、国民健康保険特別会計です。予算計上上の職員数は2名で、前年度当初と変更はございません。職員配置の変更などにより、各費目で減となってございます。

次に、介護保険事業特別会計です。予算計上上の職員数は2名で、前年度当初予算と変更はございませんが、職員配置を変更したことから、各費目で減となってございます。

次に、土地区画整理事業特別会計です。予算計上上の職員数は、一般職3名に、再任用短時間職員1名を加えた計4名と見込んでございます。

令和3年度に新設することから、各費目皆増となってございます。

次に水道事業会計です。予算計上上の職員数は4名で、前年度当初と変更はございません。各費目で、若干の増減はございますが、これは職員に配置実態を反映させたものとなってございます。

次に、下水道事業会計です。予算化計上上の職員数は4名で、前年度当初と変更はございません。各費目若干の増減はございますが、こちらも職員の配置実態を反映させたものとなってございます。

最後に、全会計の合計欄を御覧ください。各費目前年度当初比で増額となっておりますのは、予算ベースで前年度当初から全体で3名増を見込んでいることが大きな要因です。

また、退職手当組合負担金の一般負担金が309万5,000円の減額、その他、公務災害補償負担金が1万4,000円の減額となってございますのは、それぞれの負担率が下がったという要因によるものでございます。

人事費に係る説明は以上になります。

なお、各会計の職員給与費に係る説明は、本説明をもって、省略とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、歳出の詳細説明に戻らせていただきます。予算説明資料18ページにお戻りいただきたいと思います。18ページをよろしくお願ひいたします。18ページ上から7行目になります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、職員研修事業費でございます。職員の接遇力の向上や、組織パフォーマンスの最大化を

図るため、講師と所属長がペアで窓口対応を観察して、指導方法を学ぶ研修や、その効果測定として、窓口対応、電話覆面診断などを実施をいたします。

また、職員の資質向上を図るため、新たに業務と密接に関係する資格取得に要する経費を助成する制度を創設いたします。

○企画政策課長（山口哲也）

続きまして、説明書 19 ページ、企画費になります。上から 6 段目、ブランディング推進事業費です。開成町に住みたい、訪れたいと思われるよう、引き続き、開成町の魅力発信に努めてまいります。

令和 3 年度の新たな取組みといたしましては、シティープロモーションのため、広報やホームページ、移住、定住促進サイトに使用する写真の撮影を委託し、情報発信の視覚的要素の質を高める試みを行います。

○総務課長（中戸川進二）

続きまして、予算書は 20 ページになります。20 ページ一番上の段でございます。7 目電算管理費、電算システム維持費でございます。府内電算機器や、システムの維持管理を図ります。ICT の利活用に向けた、総合的な検討を進めるとともに、財務会計システムにおける電子決済の導入や、キャッシュレス納税に向けたテストを実施をいたします。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

次に 3 つ飛ばしまして、事業名、町民センター施設整備事業費です。町民センター等内部改修工事を令和 2 年度開成町民センター内部改修工事設計委託に沿って実施する予定です。2 階の旧教育委員会事務局、旧教育長室、旧福祉課事務室を改修し、町民活動サポートセンターとする。

3 階の旧視聴覚室をキッズライブラリーに改修。保健センター、旧保健健康課事務室等を改修する予定です。

○協働推進担当課長（石井直樹）

続きまして、3 つ飛ばしていただきまして、協働推進費、コミュニティー施設管理費でございます。活動の拠点となる地域集会施設の修繕や今年度、令和 3 年度におきましては、ほかの老人憩の家の屋根の塗装工事を実施いたします。さらにパレットガーデン自治会の賃借料として、賃借料の支出を行います。

それから、各集会施設に設置されている、AED の更新を行います。

続きまして、説明資料 21 ページでございますが、上から 3 つ目、町民活動サポートセンターの設置運営事業費でございます。こちらにつきましては、令和 2 年度を予定しておりましたが、次年度への繰越となったものでございます。

広域活動を行う団体の活動及び団体間、行政間との連絡強化のため、必要な支援体制を、必要な支援内容を検討し、活動拠点として、整備、運営を行う予定でございます。

○総合窓口課長（高橋靖恵）

続きまして、1 つ飛ばしまして、項目ともに戸籍住民台帳費、事業名、個人番号

カード交付事務費でございます。こちらは個人番号カード交付円滑化計画に基づき、個人番号カードの申請、交付等を進めるための経費となっております。計画では、毎月 477 枚の交付、令和 4 年度末までに、ほぼ全町民に普及しているという予定となっております。そのための人件費増や、現在の申請広報の交付時来庁方式に加え、申請時来庁方式のための経費も計上しております。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

予算説明書 22 ページになります。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、地域見守り推進事業費でございます。独居高齢者の方、重度障害者などの方に対しまして、緊急時の連絡、救急体制の確保といったしまして、無償で緊急通報装置を貸与いたしまして、利用者の方の安全確保を図っております。

令和 3 年度から、従来の通報装置の貸与のほかに、希望する方に対しまして、無償で煙を感知する火災センサー、それから、トイレの扉などに開閉センサーを設置いたしまして、24 時間開閉がなかった場合に、異常事態として通報いたします。委託業者が現場を確認を行いまして、必要に応じまして、消防などに通報するシステムを追加いたします。

○子育て健康課長（田中美津子）

1 枚飛ばしていただきまして、説明資料 25 ページを御覧ください。上から七つ目、民生費、児童福祉費、事業名、放課後児童対策事業費、こちらにつきましては、下の段、新規事業といたしまして、令和 4 年 4 月の開設に向け、開成南小学校区の新設、学童保育所を建設するための工事費用及び準備経費を計上してございます。

1 つ飛ばしまして、子育て支援分野における地域の課題解決や子育て支援に資する自発的かつ自主的な活動に対し、活動団体に対する事業を助成するものでございます。こちらにつきましては、1 団体 10 万円が上限となっております。

新規事業といたしまして、子育て世代が利用しやすい情報を提供するポータルサイトを立ち上げ、子育て環境の充実を図るものでございます。

次のページにつきまして、26 ページ、衛生費に移ります。保健衛生費、事業名、保健センター管理費でございます。こちらにつきましては、先ほど 20 ページでの町民センター施設整備事業費の中で改修工事を行いますが、新たに必要となる設備備品の購入費等を計上してございます。

その次、健康づくり推進事業費でございます。4 つ点がございますけれども、一番下でございます。こちらにつきましては、令和 2 年度の新規事業として計上いたしましたけれども、コロナの影響で、今年度、新年度に先送りする事業でございます。運動の重要性と社会参加の楽しさを伝えるための温泉施設を利用した運動教室を実施するための委託料、会場費等について計上してございます。

27 ページを飛んで、ページは 28 ページになります。予防費の事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業費でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の発生状況に対処するもので、予防接種の実施体制の整備等を行うとともに、町において、予防接種を実施するための経費を計上してございます。

○環境上下水道課長（田中栄之）

説明資料は29ページに移ります。一番上になります。3目環境衛生費です。地球温暖化対策推進事業費でございます。令和3年度は、これまでの開成町ゼロ・エネルギー・ハウス等導入補助制度を発展させた形で、開成町ゼロカーボンシティー創成補助制度を構築をいたします。

新たな取組みの目玉は、EV、V2H、こちらは電気自動車に蓄えられた電力を家庭用有効活用する考え方でございますけれども、こちらに対する導入、これの補助制度の創設でございます。

○産業振興課長（熊澤勝己）

続きまして、30ページに移ります。農業水産業費の3番目、農業区画整理推進事業費です。こちらにつきましては、一番最後の農業振興補助費につきまして、令和3年度につきましては、一番最後のほうの有害鳥獣の補助事業、小規模農地区域拡大整備補助のほうのメニューを新設しております。

○街づくり推進課長（高橋清一）

続いて、1ページ飛ばしまして、説明書32ページに移ります。32ページです。上から2行目、款土木費、項道路橋梁費、目道路新設改良費、町道改良事業費です。こちらは町道整備計画に基づき、道路の拡幅等を実施するものでございます。

令和3年度においては、地権者の御協力により、一定の用地買収が進んだことから、町道204号線で改良工事を予定しております。

また、町道204号線、235号線について、改良工事に向けて、引き続き地権者の御理解をいただきながら、用地買収を進めています。なお、場所については、資料箇所図、資料1を御参照願います。

○区画整理担当課長（井上 昇）

6つ飛ばしまして、一番下段になります。駅前通り線、周辺土地区画整理事業費でございます。こちらが駅前通り線周辺地区土地区画整理事業の特別会計へ繰り出しするものでございます。

○防災安全課長（小玉直樹）

続きまして、資料は34ページになります。消防費の5目、災害対策費の上から3つ目、地域防災計画等策定事業費でございます。こちらにつきましては、地域防災計画、国民保護計画、及び業務継続計画改定に伴う業務委託料、防災会議等委員報酬になります。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

続きまして、35ページ、上から4つ目になります。校務用パソコン管理費でございます。幼稚園、小中学校における事務の効率化を図り、教職員の負担軽減につなげるため、校務用パソコン及び校務支援システムの円滑な運用を行うとともに、令和2年度に、GIGAスクール構想により整備を行いました、児童・生徒1人1台のタブレットの効果的な利活用を推進します。

令和3年度からの本格運用に当たりまして、授業の質を高め、開成町の子どもたち

に必要な資質や能力を育むため、学校教育における情報化推進計画を策定いたしまして、ＩＣＴ環境を生かした教育活動の充実や質の向上などについての基本方針を明示したいと考えてございます。

続きまして、1ページ飛ばして37ページになります。下から3つ目、施設整備事業費でございます。昭和52年の竣工から42年以上が経過しました文命中学校の大規模改修工事を実施するものでございます。生徒たちの安全・安心を確保し、健全で快適な教育環境を提供するため、令和3年度及び令和4年度におきまして、改修工事を進めてまいります。令和3年度につきましては、外装の屋上防水工事、外壁の修繕、及び塗装工事など、外装全般の工事を進めてまいります。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

次に、ページ飛ばしまして、39ページの一番下です。事業名、図書室運営事業費、図書室業務を効率的に運営するため、図書司書等の雇用や、図書室パソコンの保守、システムの運用、支援委託を行う。また、蔵書を充実させるため、図書の購入を行います。図書のインターネット予約機能を導入する予定となっております。

○財務課長（小宮好徳）

以上で、事業別説明書は終了とさせていただきたいと思います。

ここからは予算書を御覧いただきたいと思います。

予算書は、122ページになります。122、123ページになります。最後の13番予備費でございます。予備費につきましては、3,630万7,000円を計上してございます。

続きまして、129ページを御覧いただきたいと思います。129ページでは、債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額、または支出額見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書になります。

続きまして、130ページ、最後のページになりますけれども、こちらは、地方債の前々年度末、及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書となってございます。

以上で、令和3年度の一般会計当初予算の御説明とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

以上で議案第19号 令和3年度開成町一般会計予算についての説明を終了いたします。

ここで暫時休憩とします。休憩後、特別会計の説明に入りますけれども、関係する課長以外は、退席されて結構です。

それでは、再開を9時50分とします。

午前9時35分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午前9時50分

○議長（吉田敏郎）

議案第20号 令和3年度開成町国民健康保険特別会計予算についての細部説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長。

○総合窓口課長（高橋靖恵）

それでは、予算書の133ページをお開きください。議案を朗読いたします。

議案第20号 令和3年度開成町国民健康保険特別会計予算。

令和3年度開成町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億6,288万4,000円と定める。

第2項、2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、次のページ134ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。1款国民健康保険税から7款諸収入まで。

次のページに移りまして、歳出でございます。1款総務費から8款予備費まで、歳入歳出とも、合計金額15億6,288万4,000円の予算額となってございます。

続きまして、139ページをお開きください。予算書の139ページです。歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括として、本年度と前年度予算額の比較となってございます。

歳入です。1款国民健康保険税につきましては、平成30年度の国保制度の統一化により、県の標準的に保険税の算定方式である3方式としております。税率等につきましては、令和3年度も平成30年度の税率を適用し、計上しております。

被保険者数につきましては、ここ数年は社会保険の適用拡大、また、75を迎えた後期高齢者医療保険への移行などにより、減少傾向でしたが、令和2年度は社会保険への加入や離脱が減少し、減少率を抑え、1.1%とし、被保険者数を3,120人と見込みました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、収入の減少率を10%と見込み、その結果、予算額としては、前年度比1,041万7,000円、3.3%の減となっております。

次に、3款の県支出金でございます。こちらは歳出予算科目の保険給付費について、全額県より交付されるものとなっております。前年度比1,195万5,000円、1%の減となっております。

次に5款の繰入金でございます。令和3年度は、国民健康保険事業全般に充当するため、国民健康保険財政調整基金のとりくずしを見込んでおります。

続きまして、予算書の140ページ、141ページをお開きください。歳出になります。

2款の保険給付費につきましては、被保険者数の減少により、保険給付費全体は減少しているものの、高額療養費制度により自己負担は抑制され、大きなリスクほど、保険給付のウエイトが大きくなっている状況でございます。

続きまして、3款の国民健康保険事業費納付金は、県が示す確定金額を計上しておりますが、前年度比2,310万6,000円、6%の増となっております。

続きまして、5款の保健事業費は、特定健診や、保険者インセンティブ取組みの保健指導や重症化予防事業の継続実施など、前年度比288万1,000円、13.1%の減となっております。

以上のことから、歳入歳出とも、前年度比1,196万5,000円、0.8%の減となっております。

続きまして、説明資料に沿って、詳細を御説明いたします。

国保の説明資料の1ページをお開きください。国保の説明資料1ページでございます。

まず、歳入でございます。初めに1段目の一般被保険者国民健康保険税でございます。説明欄記載のとおり、4月1日の被保険者数は、3,120人、世帯数は1,943世帯と想定し、現年度収納率95.5%といたしました。

令和2年4月1日の被保険者数は、3,155人だったため、35人の減となります。

前年度比609万4,000円、3%の減となります。

1つ飛ばしまして、介護納付金分でございます。こちらは一般被保険者の40歳以上、65歳未満を対象にしており、930人、791世帯と想定し、前年度比203万8,000円、8.4%減となっております。

続いて、目の退職被保険者等国民健康保険税につきましては、退職医療制度は既に平成27年3月末で廃止されており、5年間の経過措置が、昨年の3月をもって、終了したため、項目設定となっております。

次のページ、説明資料2ページをお開きください。

上から4段目の、款県支出金、目保険給付費等交付金でございます。普通交付分は、町の保険給付費に要する費用が全額県から交付されます。その下の特別交付分は、特定健診や保険者インセンティブとして、市町村の個別事情に応じて交付されるもので、保険者努力支援、特別調整交付分と新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金相当額を見込んでおります。詳細は記載のとおりでございます。

次のページ、3ページをお開きください。繰入金でございます。下から4段目のその他、一般会計繰入金は、平成30年度から法定外繰入金は、見込んでおりません。しかし、県への納付金に、町単独事業の医療費助成に係る調整分を含むことから、その分の繰入金は、前年度同様に見込ませていただきました。

以下、歳入につきましては、項目設定等でございますので、省略をさせていただきます。

続いて、説明資料の6ページのほうをお開きください。6ページ、歳出になります。

款保険給付費については、一般被保険者と退職被保険者からなっていますが、退職分については、制度が終了となつたため、過誤調整等の診療報酬分として項目設定しております。

上から5段目の目一般被保険者療養給付費でございます。被保険者数の減少により、療養給付費も減少しているため、実績に併せ、前年度比918万円、1%の減といたしました。

続きまして、下から2段目の目一般被保険者高額療養費でございます。一般被保険者の方の高額医療支払事業費ですが、一般被保険者の医療費の自己負担について、一定額以上の高額負担が発生した場合に費用を支出するものでございます。

医療技術の進歩と高度化などにより、こちらは前年度比175万2,000円、1.3%の増とさせていただきました。

続きまして、7ページをお開きください。下から2段目の、目傷病手当金でございます。新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策において、被保険者と被用者保険と同等に傷病手当金を支給するものでございます。令和2年度の実績にあわせ、項目設定となっております。その1つ下の国民健康保険事業費納付金、支払事業費は、市町村から納付金として、県に支出し、県は特別会計として運営するものでございます。県の提示額を計上しており、前年度比2,310万6,000円、6%の増額となっております。

続きまして、8ページをお開きください。上から4段目の目保健指導事業費です。保健指導事業費につきましては、平成29年、30年度の2年間、県の委託事業として実施してきた神奈川方式の保健指導促進事業を令和元年度から糖尿病性腎症重症化予防事業として継続実施をしております。

また、令和2年度当初予算では、新たに特定健診未受診者のための委託事業を実施させていただきたいと、336万6,000円を計上いたしましたが、新型コロナウイルス感染症予防のため、事業を中止し、減額補正をいたしました。令和3年度も同様に、委託はせずに、未受診者対策を実施したいと考えております。

以下、歳出につきましては、項目設定等でございますので、省略をさせていただきます。

御説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

以上で、議案第20号 令和3年度開成町国民健康保険特別会計予算についての説明を終了します。

続いて、議案第21号 令和3年度開成町介護保険事業特別会計予算についての細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（渡邊雅彦）

それでは、予算書の167ページを御覧いただければと思います。それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第21号 令和3年度開成町介護保険事業特別会計予算。

令和3年度開成町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億7,062万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。168ページになります。

第1表、歳入歳出予算。歳入でございます。第1款保険料から第9款諸収入まで。

次のページに移りまして、歳出でございます。第1款総務費から第7款予備費まで、合計で11億7,062万5,000円でございます。

続きまして、173ページを御覧ください。歳入歳出予算事項別明細書でございます。総括といたしまして、本年度予算額と前年度予算額の比較でございます。歳入歳出共に、本年度予算11億7,062万5,000円で、前年度より2,205万8,000円の増となります。

歳入でございます。令和3年度から令和5年度の介護保険料につきましては、先日の条例改正でお認めいただいたところでございますが、金額的には、65歳以上の方の人数が増加したことによりまして、昨年度よりも、微増の額で計上させていただいております。

また、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金につきましては、歳出の保険給付費及び地域支援事業費等の伸びに伴いまして増加しております。

次のページをお開きください。歳出でございます。これまでと同様に、介護保険法などの関係法令に基づきまして、保険給付事業や地域支援事業を実施いたします。いずれの事業につきましても、認定者の方の増加に伴うサービス料の増加を見込ん

であります。なお、地域支援事業につきましては、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、介護予防講座や、サロンなどの開催を中止いたしましたが、閉じ籠り予防事業など、感染対策に配慮して実施してきました。

令和3年度も感染症対策を講じながら、引き続き事業を実施してまいります。

続きまして、予算書で182ページを御覧ください。令和3年度の新規事業、それから特徴的な事業につきまして、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中で、集団指導講習会共同開催負担金でございます。足柄上地区1市5町共同で、足柄上地区内の介護事業所に対しまして、政府周知や理解促進など、適正なサービスを提供するために必要な情報を伝達するとともに、報酬請求に関わります過誤や不正を防止することを目的に実施いたします。広域的に実施することによりまして、サービスの質の均一化を図るものでございます。

続きまして、予算書では190ページを御覧ください。第3款の地域支援事業費になります。地域支援事業費の第1項介護予防、日常生活支援総合事業費、第2目の一般介護予防事業費でございます。従来から介護予防などに対します知識・啓発を目的に実施してまいりましたが、地区巡回につきましては、各地区、年1回実施しており、令和3年度は、年2回実施することによりまして、きめ細かく実施いたします。

さらに一般介護予防事業におきまして、新たに出張健康相談会を実施いたします。こちらにつきましては、高齢者の通いの場に、保健師などの専門職が出向きまして、短時間でできる体力測定、それから保健指導等を行うことによりまして、予防効果の高い、早期に介護予防、それから健康増進に取り組めるような普及啓発を実施するものでございます。

他のサービス事業につきましても、前年に引き続きまして実施をするものでございます。

詳細につきましては、予算資料のほうに記載させていただいておりますので、内容につきまして、お読み取りいただければと思います。

御説明は以上です。

○議長（吉田敏郎）

以上で議案第21号 令和3年度開成町国民健康保険特別会計予算の説明を終了します。

続いて、議案第22号 令和3年度開成町給食事業特別会計予算についての細部説明を担当課長に求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（岩本浩二）

それでは、予算書203ページをお願いいたします。議案を朗読させていただきます。

議案第22号 令和3年度開成町給食事業特別会計予算。

令和3年度開成町の給食事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。 第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,914万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

予算書204、205ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。歳入は、1款諸収入から3款繰越金。歳出につきましては、1款給食事業費及び2款予備費での構成となりまして、歳入歳出予算共に9,914万3,000円となります。

続きまして、予算の内容を御説明いたします。212ページ、213ページをお願いいたします。

歳入になります。1款諸収入、1項給食納付金、1目給食納付金、1節現年度分、9,786万円は、園児、児童、生徒、教職員等から徴収する給食費で、説明欄に内訳を記載しております。一人当たりの月額給食費につきましては、園児3,200円、児童4,400円、生徒4,900円となります。

2節滞納繰越分5万円は、給食費滞納が生じた場合の窓口設定となります。

次に2項雑入、廃食油売却代、2万2,000円でございます。給食調理にて発生した廃食油の売却収入となります。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金121万円は、幼児教育保育無償化に伴い開始されました幼稚園給食費の副食費減免に対しまして、一般会計から繰り入れるもので、43人相当分を見込んでございます。

次に、3款繰越金、前年度繰越金は、令和2年度からの繰越金で、窓口設定となります。

続いて、214、215ページをお願いいたします。歳出になります。

1款給食事業費、1項給食材料費、1目一般管理費、13節使用料及び賃借料1万4,000円のWEB-FBサービス利用料となります。

2目給食材料費、10節需用費、9,907万4,000円は、園、学校給食の食材料費となります。内訳は記載のとおりとなります。

2款予備費の5万5,000円は、歳入との差額を予備費で調整したものとなります。

全体予算の前年度比較は、歳入歳出共に、30万7,000円の減となり、園児、児童・生徒数の増減によるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

以上で、議案第22号 令和3年度開成町給食事業特別会計予算についての説明を終了します。

続いて、議案第23号 令和3年度開成町後期高齢者医療事業特別会計予算につ

いての細部説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長。

○総合窓口課長（高橋靖恵）

それでは、予算書の219ページをお開きください。議案を朗読いたします。

議案第23号 令和3年度開成町後期高齢者医療事業特別会計予算。

令和3年度開成町の後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,624万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 岁入歳出予算」による。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、次のページ、220ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入まで。次のページに移りまして、歳出でございます。1款総務費から4款予備費まで、歳入歳出共に合計2億4,624万円でございます。

続きまして、225ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括として、本年度と前年度予算の比較となってございます。最初に、全体予算ですが、歳出予算ですが、歳入歳出共に、前年度比で772万1,000円、3.2%の増となっております。歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料につきましては、保険料率などは2年ごとに改定され、現在の保険料率は、令和2年度と3年度の2年間に適用されております。均等割は、4万3,800円、所得割率は8.74%となっております。

被保険者数ですが、令和元年度末は、2,264人、人口に占める割合は12.5%となっていましたが、昨年度の12月末では、2,310人、人口に占める割合は、12.7%と、制度開始の平成20年度から増加している状況でございます。前年度比、880万6,000円、4.3%の増となっております。

続きまして、次のページ、226ページ、227ページをお開きください。歳出でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度比で820万7,000円、3.5%の増となっております。被保険者の増が影響しております。

続きまして、説明資料に沿って、詳細を御説明いたします。

後期高齢者医療保健の説明資料1ページをお開きください。後期高齢者医療保険料、現年度分の特別徴収保険料でございます。被保険者数を2,438人と推計し、広域連合より示された特別徴収により納付する保険料となっております。特別徴収については、全体の保険料の65%。次の普通徴収分は35%と割合を見込んでおります。

2つ飛びまして、款繰入金でございます。保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険料の減額分及び被用者保険の被扶養者だったものに係る保険料減額分、こちらを一般会計から繰り入れるもので、県の負担は4分の3、町の負担は4分の1となってございます。その下のその他一般会計繰入金は、保険料徴収に係る事務費について、一般会計から繰り入れるものでございます。

以下は項目設定等になりますので、省略をさせていただきます。

続いて、次のページ、2ページをお開きください。歳出でございます。総務費の一般管理費ですが、保険料徴収に係る事務費、また、レセプト点検のための報酬等の事務全般に係る経費となってございます。その下の後期高齢者医療広域連合納付金ですが、一般会計より繰り入れた保険基盤の繰入金及び被保険者から納付していただいた保険料、延滞金等を神奈川県後期高齢者医療広域連合に納めるものでございます。

以下は、項目設定等になりますので、省略をさせていただきます。

御説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

以上、議案第23号 令和3年度開成町後期高齢者医療事業特別会計予算についての説明を終了といたします。

議案第24号 令和3年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計予算についての細部説明を担当課長に求めます。

区画整理担当課長。

○区画整理担当課長（井上 昇）

それでは、予算書239ページをお開きください。議案を朗読いたします。

議案第24号 令和3年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計予算。

令和3年度開成町の駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,200万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3台2項の規定による一時借入金の借入の最高額は5,000万円と定める。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

続きまして、次の240ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算の歳入でございます。歳入は、1款国庫支出金、2款繰入金の構成となってございます。

次の241ページ、歳出では、1款総務費、2款事業費、3款予備費の構成となっております。歳入合計、歳出合計共に2億3,200万円となってございます。

次に、細部について、御説明いたします。予算書の248、249ページをお開きください。歳入です。1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土地区画整理事業国庫補助金でございます。こちらは社会資本整備総合交付金としまして、3,300万円となってございます。

次に、予算書250ページ、251ページをお開きください。歳出です。2款事業費、1項土地区画整理事業費、1目土地区画整理事業費、12節の委託料、こちらは各種測量業務、電線共同溝の予備設計、不動産鑑定、保証調査としまして、計上してございます。

16節公有財産購入費としまして、減価補償金に伴う領域所得として計上してございます。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○議長（吉田敏郎）

以上で、議案第24号 令和3年度開成町駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計予算についての説明を終了します。

続いて、議案第25号 令和3年度開成町水道事業会計予算についての細部説明を担当課長に求めます。

環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（田中栄之）

予算書の257ページをお開きください。議案を朗読いたします。

議案第25号 令和3年度開成町水道事業会計予算。

総則。第1条、令和3年度開成町の水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、給水装置個数、8,047個。

第2号、年間総給水量、207万9,755立方メートル。

第3号、一日平均給水量、5,698立方メートル。

第4号、主な建設改良事業費、1億6,754万8,000円。

イ. 拡張事業費、630万円。

ロ. 増設改良事業費、1億6,124万8,000円。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益、2億5,941万2,000円。第1項、営業収益、2億3,679万7,000円。第2項営業外収益、2,261万5,000円。支出第11款水道事業費用、2億5,941万2,000円。第1項営業費用、2億1,025万6,000円。第2項営業外費用、1,589万4,000円。第3項予備費、3,325万2,000円。第8項特別損失、1万円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 8 , 315 万 2 , 000 円は、過年度分損益勘定留保資金 63 万 1 , 000 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 1 , 419 万 6 , 000 円及び当年度分資本的収支調整額 1 , 414 万 4 , 000 円、建設改良積立金 54 , 181 千円で補填するものとする。

収入。第 2 款資本的収入、5 , 360 万円、第 1 項分担金、560 万円。第 2 項負担金、300 万円、第 5 項企業債、4 , 500 万円。

支出、第 12 款資本的支出、2 億 3 , 675 万 2 , 000 円。第 1 項建設改良費、630 万円。第 2 項建設改良費、1 億 6 , 124 万 8 , 000 円。第 3 項企業債償還金、6 , 620 万 4 , 000 円、第 4 項予備費、300 万円。

次のページに移ります。企業債第 5 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的。配水施設整備事業。限度額 4 , 500 万円。起債の方法、利率、償還の方法は、起債のとおりでございます。

一時借入金、第 6 条、一時借入金の限度額は 2 , 000 万円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第 7 条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第 1 号、職員の給与費、3 , 387 万 9 , 000 円。

たな卸資産の購入限度額。第 8 条、たな卸資産の購入限度額は、1 , 007 万 3 , 000 円と定める。

令和 3 年 3 月 4 日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、水道事業会計事業別説明書を御覧ください。よろしいでしょうか。1 ページ、歳入です。収益的収入の主なものとして、水道使用料は、8 , 047 件。前年度比 2 . 3 % 増を見込んでございます。

給水工事加入金は 121 件を見込んでおります。その他は記載のとおりでございます。

資本的収入は、配水管施設分担金、消火栓設置費負担金、企業債となります。

次に、歳出でございます。2 ページ、収益的支出の主なものとしましては、水道水の安定供給に資する経費である原水浄水配水及び給水費、一つ飛ばしまして、総係費においては、開栓利用テレメータによる浄水施設の監視に係る経費や、アセットマネジメント計画査定業務委託料などを計上してございます。

その他は記載のとおりでございます。

3 ページ、資本的支出の主なものとしましては、増設改良費の配水施設整備工事費として、配水管付設替え及び更新工事、浄水場においては受電盤改修工事、取水泵ポンプ盤更新工事等の経費を計上してございます。

ここで予算書 265 ページにお戻りください。こちらは令和 3 年度開成町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。こちらは資金の流れを表したものでございます。令和 3 年 4 月 1 日から、令和 4 年 3 月 31 日までの予定となります。

1、営業活動によるキャッシュ・フロー。（1）当年度純利益は、1, 507万2, 095円を見込んでございます。

（2）営業活動から得た現金預金への当年度純利益の調整の小計が、1億4, 428万9, 699円、これに受取利息及び配当金受入額と支払利息及び企業債取扱諸費の支払額を加除した結果、営業活動から得た現金預金純額は、1億2, 859万4, 699円に、投資活動にキャッシュ・フロー、投資活動から得た現金預金純額は、マイナス1億4, 780万3, 822円。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。財務活動から得た現金預金純額は、マイナス2, 120万4, 000円。

4、現金預金及び現金等価物増加額・減少額は、マイナス4, 041万3, 123円。

5、現金預金及び現金等価物期首残高は、4億4, 041万4, 456円。

6、現金預金及び現金等価物期末残高は、4億1, 333円。

266ページ以降は、一般会計に準じた給与明細書、公営企業会計における財務諸表、注記となっておりますが、説明は割愛をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

以上で議案第25号 令和3年度開成町水道事業会計予算についての説明を終了します。

続いて、議案第26号 令和3年度開成町下水道事業会計予算についての細部説明を担当課長に求めます。

環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（井上 昇）

予算書の301ページをお開きください。議案を朗読をいたします。

議案第26号 令和3年度開成町下水道事業会計予算。

総則。第1条、令和3年度開成町の下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、排水戸数、5, 789戸。

第2号、年間有収水量、208万3, 652立方メートル。

第3号、一日平均有収水量、5, 709立方メートル。

第4号、主な建設改良事業費、ア、管路建設費、1億2, 348万6, 000円。イ、流域下水道費、86万6, 000円。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益、4億3, 773万2, 000円。

第1項営業収益、2億4, 720万2, 000円。第2項営業外収益、1億9, 053万円。

支出、第11款下水道事業費用、4億3,773万2,000円。

第1項営業費用、3億8,851万9,000円。第2項営業外費用、4,621万2,000円。第3項特別損失、1,000円。第9項予備費、300万円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,504万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,818万6,000円、当年度分損益勘定留保資金3,129万6,000円、当年度分資本的収支調整額556万4,000円で補てんするものとする。

収入、第2款資本的収入、2億5,786万8,000円。第1項負担金、528万7,000円、第2項補助金、4,250万円、第3項出資金、1億2,708万円。第4項企業債、8,300万円。第8項その他資本的収入1,000円。

支出、第12款資本的支出、3億4,291万4,000円。第1項建設改良費、1億2,435万2,000円。第3項企業債償還金、2億1,556万2,000円、第9項予備費、300万円。

次のページに移ります。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、及び限度額、公共下水道事業、5,240万円、流域下水道事業、60万円、特別措置分3,000万円、計8,300万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は1億円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員の給与費、3,272万8,000円。

他会計からの補助金。第8条、一般会計からこの会計へ補助を受ける額は、7,792万円である。

令和3年3月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、下水道事業会計事業別説明書を御覧いただきたいと思います。

1ページ、歳入でございます。収益的収入に主なものとして、下水道使用料は、5,789件、前年度比1.6%増を見込んでございます。資本的収入は、受益者負担金、国庫補助金、企業債などを見込んでおります。

2ページ、歳出になります。下水道施設の維持管理に資する管渠費、酒匂川流域下水道事業維持管理費負担金などを計上してございます。

資本的支出は、管渠敷設工事4件をはじめとする。管路建設費、企業債償還金などを計上してございます。

ここで、予算書の309ページにお戻りいただきたいと思います。

令和3年度開成町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書です。こちらは資金の流れを表したものでございます。

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの予定でございます。

1、営業活動によるキャッシュ・フロー、(1)当年度純利益は、44万3,993円を見込んでおります。

(2)営業活動から得た現金預金への当年度純利益の調整の小計が、1億6,531万3,679円。これに受取利息及び配当金の受入額と支払利息及び企業債取扱諸費の支払額を加除した結果、営業活動から得た現金預金純額は、1億3,096万2,679円。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー。投資活動から得た現金預金純額は、5,308万907円。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー。財務活動から得た現金預金純額は、マイナス1億3,256万2,000円。

4、現金預金及び現金等価物増加額・減少額は、5,148万1,586円。

5、現金預金及び現金等価物期首残高は、2,610万2,385円。

6、現金預金及び現金等価物期末残高は、7,758万3,971円。

310ページ以降は、一般会計に準じた給与明細書、公営企業会計における財務諸表、注記となっておりますが、説明は割愛をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

以上で、議案第26号 令和3年度開成町下水道事業会計予算についての説明を終了します。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時41分 散会